

募集要項

1. 応募条件

- (1) 利用開始日から3年以内に新規墳墓の建立が可能な者。
- (2) 利用区画の清掃・整備等維持管理を継続して行うことができる者。

2. 申請の手続き

この要項により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて募集期間内に直接隠岐の島町施設管理課窓口まで提出して下さい。

- (1) 大城墓地利用許可申請書
- (2) 委任状（代理人による申請書提出の場合）
- (3) 申請者本人の住民票（発行後3ヵ月以内）

3. 募集期間

令和6年2月1日（木）～令和6年3月29日（金） 17時まで

4. 利用開始日および利用料金

令和6年5月1日～（予定）

利用料金：無料

5. 抽選日および決定通知日

令和6年4月中旬頃（予定）

※抽選日の詳細な日程については募集締め切り後に郵送にて通知致します。

6. 利用希望区画申請基準

- (1) 申請者は申込時に第1希望および第2希望の2区画の利用希望申請を行うことができる。
- (2) 第1希望が他の申請者と重なった場合、抽選を行い利用者を決定する。抽選漏れとなった申請者は第2希望での抽選に移行する。
- (3) 第2希望においても抽選漏れとなった場合、当募集での利用は不可とする。
- (4) 上記（3）に該当する事例は、第1希望の抽選および第2希望の抽選いずれも当選漏れになる場合もしくは、第1希望で抽選漏れかつ、第2希望が他の申請者の第1希望であったため第2希望での抽選が行われない場合などによるもの。
- (5) 申請者1人につき応募可能区画数は1区画とする。

7. 問い合わせ先

〒685-8585

住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

担 当 課 隠岐の島町施設管理課

電話番号 08512-2-8573

F A X 08512-2-6005

M a i l shisetsu@town.okinoshima.shimane.jp